

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 小川 綾

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所

【報告義務発生日】 平成17年3月4日

【提出日】 平成17年3月11日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1名

【提出形態】 その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社アッカ・ネットワークス
会社コード	3764
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社ジャスダック証券取引所
本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	コバッド・コミュニケーションズ・インターナショナル・ビー・ヴィ (Covad Communications International, B.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国アムステルダム1043EJテレポートブルバード140
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2000年3月20日
代表者氏名	コバッド・コミュニケーションズ・グループ・インク（なお、同社の副社長取締役兼財務部長は、マーク・エル・ブランドである。）
代表者役職	取締役
事業内容	持株会社

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所 小川 純
電話番号	03-6212-8351

(2)【保有目的】

創立期からの経営サポートに伴う資本参加としての政策投資。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	10,000	—	—
新株引受権証書（株）	A —	—	G —
新株予約権証券（株）	B —	—	H —
新株予約権付社債券（株）	C —	—	I —
対象有価証券カバードワラント	D —	—	J —
株券預託証券	—	—	—
株券関連預託証券	E —	—	K —
対象有価証券償還社債	F —	—	L —
合計（株）	M 10,000	N —	O —
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数（総数）(M+N+O-P)	Q 10,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R —		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 年 月 日現在)	S 104,196
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	9.60 /
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	—

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,250,000千円
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,250,000千円

② 【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

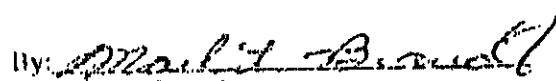
Power of AttorneyDate: March 7, 2005

I, Mark L. Brandt, Vice President and Treasurer of Covad Communications Group, Inc., which is a sole member of the Board of Management of Covad Communications International B.V. hereby appoint Mr. Akira Maruma and Ms. Aya Ogawa as attorney-in-fact to act on our behalf in connection with the preparation and filing of various reports and the delivery of copies thereof under Chapter 2-3 "Disclosure on Holding of Large Amount of shares, etc." of the Securities and Exchange Law and any and all matters relating thereto.

In witness whereof, this Power of Attorney was made as of the above-mentioned date by the undersigned as the authorized officer of Covad Communications Group, Inc., a sole member of the Board of Management of Covad Communications International B.V.

Yours sincerely,

For and on behalf of
Covad Communications International B.V.
Covad Communications Group, Inc.
Sole Member of the Board of Management

By: 
Mark L. Brandt
Vice President and Treasurer

(翻訳)

委任状

日付：2005年3月7日

私、コバッド・コミュニケーションズ・インターナショナル・ビー・ブイの役員会の唯一の構成員であるコバッド・コミュニケーションズ・グループ・インクの副社長取締役兼財務部長である、マーク・エル・ブランドは、ここに、森・濱田松本法律事務所の丸茂彰氏、小川綾氏を、証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく各種報告書の作成および提出ならびに当該報告書等の写しの送付に関する件、その他これに関する一切の件を私に代わって行う代理人として選任する。

これを証するため、下記署名者がコバッド・コミュニケーションズ・インターナショナル・ビー・ブイの役員会の唯一の構成員であるコバッド・コミュニケーションズ・グループ・インクの授権を受けた役員として、上記日付をもって、本委任状を作成した。

コバッド・コミュニケーションズ・インターナショナル・ビー・ブイ

コバッド・コミュニケーションズ・グループ・インク

役員会の唯一の構成員

(署名)

(氏名) マーク・エル・ブランド

(役職) 副社長取締役兼財務部長